

令和5年第1回廿日市市議会（第1回定例会）条例新旧対照表

議案第14号	広島県水道広域連合企業団に参加することに伴う関係条例の整理に関する条例	1
議案第15号	廿日市市職員定数条例の一部を改正する条例	15
議案第16号	廿日市市財政状況の公表に関する条例の一部を改正する条例	17
議案第17号	廿日市市公共施設等整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例	19
議案第18号	廿日市市墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例	21
議案第19号	廿日市市印鑑条例の一部を改正する条例	27
議案第20号	廿日市市国民健康保険条例の一部を改正する条例	29
議案第21号	廿日市市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	31
議案第22号	廿日市市保育園条例等の一部を改正する条例	37
議案第23号	廿日市市都市公園及び公園施設の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例	47
議案第24号	廿日市市小規模下水道条例の一部を改正する条例	49
議案第25号	都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例	51
議案第26号	廿日市市地区計画区域内建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例	53
議案第38号	過疎地域持続的発展計画の変更について	113
議案第40号	広島市と廿日市市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更に関する協議について	119

議案第14号

広島県水道広域連合企業団に参加することに伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照表

○廿日市市情報公開条例（平成12年条例第1号）【第2条関係】

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会_____、消防長及び議会をいう。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、<u>水道事業の管理者</u>、消防長及び議会をいう。</p> <p>2 （略）</p>

○職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和31年条例第27号）【第3条関係】

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
附 則 1～4（略） （削る）	附 則 1～4（略） <u>5 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する企業職員の降給については、この条例の規定を準用する。</u>

改正後	改正前
<p>第3章 管理監督職勤務上限年齢制 （管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>（1）（略） （削る）</p> <p>（2） <u>前号</u> に掲げる職に準ずる職として規則で定める職</p>	<p>第3章 管理監督職勤務上限年齢制 （管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2） <u>企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年条例第13号）第4条に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職</u></p> <p>（3） <u>前2号</u> に掲げる職に準ずる職として規則で定める職</p>

改正後	改正前
<p>（一般の派遣職員の給与）</p> <p>第4条 派遣職員のうち、_____</p> <p>_____単純労務職員（地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員_____をいう。以下同じ。）である派遣職員以外のもの（以下「一般の派遣職員」という。）には、規則で定めるところにより、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給する。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（_____単純労務職員である派遣職員の給与）</p> <p>第7条 _____単純労務職員である派遣職員には、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当を支給する。ただし、当該派遣職員の派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不適當であると認められるときは、当該派遣職員には給与を支給しない。</p>	<p>（一般の派遣職員の給与）</p> <p>第4条 派遣職員のうち、<u>企業職員</u>（<u>地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員をいう。以下同じ。</u>）である<u>派遣職員及び単純労務職員</u>（地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、<u>企業職員以外のものをいう。以下同じ。</u>）である派遣職員以外のもの（以下「一般の派遣職員」という。）には、規則で定めるところにより、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給する。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（<u>企業職員又は単純労務職員である派遣職員の給与</u>）</p> <p>第7条 <u>企業職員又は単純労務職員である派遣職員</u>には、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当を支給する。ただし、当該派遣職員の派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不適當であると認められるときは、当該派遣職員には給与を支給しない。</p>

改正後	改正前
<p>（給与に関する特例）</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（_____</p> <p>_____以下「特定任期付職員」という。）</p> <p>には、次の給料表を適用する。</p> <p>（略）</p> <p>2～5 （略）</p>	<p>（給与に関する特例）</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（<u>企業職員</u></p> <p><u>（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する職員を</u></p> <p><u>いう。以下同じ。）</u>である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）</p> <p>には、次の給料表を適用する。</p> <p>（略）</p> <p>2～5 （略）</p>

改正後	改正前
<p>（他の法令等との関係）</p> <p>第3条 市の債権の管理については、法令又は他の条例若しくはこれに基づく規則（法第138条の4第2項に規定する規程_____を含む。次条において同じ。）に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>（市長の責務）</p> <p>第4条 市長_____は、法令又は条例若しくはこれに基づく規則（以下「法令等」という。）の定めるところにより、市の債権を適正に管理しなければならない。</p>	<p>（他の法令等との関係）</p> <p>第3条 市の債権の管理については、法令又は他の条例若しくはこれに基づく規則（法第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。次条において同じ。）に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>（市長の責務）</p> <p>第4条 市長（水道事業の管理者の権限を行う場合を含む。以下同じ。）は、法令又は条例若しくはこれに基づく規則（以下「法令等」という。）の定めるところにより、市の債権を適正に管理しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>（工事の設計及び施工）</p> <p>第10条 工事の設計及び施工は、<u>広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第21号）第7条第1項</u>に規定する指定給水装置工事事業者が行うものとする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（工事の設計及び施工）</p> <p>第10条 工事の設計及び施工は、<u>廿日市市水道事業給水条例（昭和42年条例第12号）第6条第1項</u> _____に規定する指定給水装置工事事業者が行うものとする。</p> <p>2 （略）</p>

改正後			改正前		
別表第1（第13条関係）			別表第1（第13条関係）		
区分	単位	使用料	区分	単位	使用料
(略)			(略)		
船舶給水施設	水量1立方メートルまでごとに	<u>広島県水道広域連合企業団が定める廿日市市水道事業の給水区域における水道の使用に係る料金に管理事務費を加えた額の範囲内で市長が定める額</u>	船舶給水施設	水量1立方メートルまでごとに	<u>市の水道料金</u> <u>に管理事務費を加えた額の範囲内で市長が定める額</u>
(略)			(略)		
備考 (略)			備考 (略)		

改正後						改正前						
別表（第4条関係） 廿日市市港湾施設使用料						別表（第4条関係） 廿日市市港湾施設使用料						
施設	種類	種別	単位	金額	摘要	施設	種類	種別	単位	金額	摘要	
(略)						(略)						
船舶役 務用施 設	船舶給 水施設	使用料	水量1立方メート ルまでごとに	広島県水道広 域連合企業団 が定める廿日 市市水道事業 の給水区域に おける水道の 使用に係る料 金に82円を加 えた額		船舶役 務用施 設	船舶給 水施設	使用料	水量1立方メート ルまでごとに	<u>市の水道料金</u>		
										に82円を加 えた額		
(略)						(略)						

改正後	改正前
<p>（使用料の徴収）</p> <p>第20条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第1項の規定により2月ごとに徴収する使用料の徴収区分、徴収期間及び当該徴収区分に係る使用料算定の基礎となる小規模下水道の使用期間については、<u>広島県水道広域連合企業団が定める廿日市市水道事業の給水区域における水道の使用に係る料金を2月ごとに徴収するときの例による。</u></p> <p>4・5 （略）</p>	<p>（使用料の徴収）</p> <p>第20条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第1項の規定により2月ごとに徴収する使用料の徴収区分、徴収期間及び当該徴収区分に係る使用料算定の基礎となる小規模下水道の使用期間については、<u>市の水道料金</u> _____を2月ごとに徴収するときの例による。</p> <p>4・5 （略）</p>

改正後	改正前
<p>（使用料の徴収）</p> <p>第21条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第1項の規定により2月ごとに徴収する使用料の徴収区分、徴収期間及び当該徴収区分に係る使用料算定の基礎となる公共下水道の使用期間については、<u>広島県水道広域連合企業団が定める廿日市市水道事業の給水区域における水道の使用に係る料金を</u>2月ごとに徴収するときの例による。</p> <p>4 （略）</p>	<p>（使用料の徴収）</p> <p>第21条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第1項の規定により2月ごとに徴収する使用料の徴収区分、徴収期間及び当該徴収区分に係る使用料算定の基礎となる公共下水道の使用期間については、<u>市の水道料金</u> _____を2月ごとに徴収するときの例による。</p> <p>4 （略）</p>

改正後	改正前
<p>（使用料の徴収）</p> <p>第21条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第1項の規定により2月ごとに徴収する使用料の徴収区分、徴収期間及び当該徴収区分に係る使用料算定の基礎となる排水処理施設の使用期間については、<u>広島県水道広域連合企業団が定める廿日市市水道事業の給水区域における水道の使用に係る料金を2月ごとに徴収するときの例による。</u></p> <p>4 （略）</p>	<p>（使用料の徴収）</p> <p>第21条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第1項の規定により2月ごとに徴収する使用料の徴収区分、徴収期間及び当該徴収区分に係る使用料算定の基礎となる排水処理施設の使用期間については、<u>市の水道料金</u> _____を2月ごとに徴収するときの例による。</p> <p>4 （略）</p>

改正後		改正前	
<p>（職員の定数）</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。ただし、職員を兼職させ、又は任命権者の協議により併任させた場合におけるその兼職又は併任の職員は、当該定数の外に置くことができる。</p>		<p>（職員の定数）</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。ただし、職員を兼職させ、又は任命権者の協議により併任させた場合におけるその兼職又は併任の職員は、当該定数の外に置くことができる。</p>	
区 分	定 数	区 分	定 数
1 市長の事務部局の職員 （社会福祉法（昭和26年法律第45号）第16条に規定する所員を含む。）	800人	1 市長の事務部局の職員 （社会福祉法（昭和26年法律第45号）第16条に規定する所員を含む。）	789人
2 議会の事務部局の職員	9人	2 議会の事務部局の職員	9人
3 教育委員会の事務部局及び教育機関の職員	76人	3 教育委員会の事務部局及び教育機関の職員	76人
4 選挙管理委員会の事務部局の職員	3人	4 選挙管理委員会の事務部局の職員	3人
5 監査委員の事務部局の職員	5人	5 監査委員の事務部局の職員	5人
6 農業委員会の事務部局の職員	3人	6 農業委員会の事務部局の職員	3人
7 消防機関の職員	179人	7 消防機関の職員	179人
（削る）		8 水道事業の職員	26人
合計	1,075人	合計	1,090人

議案第16号

廿日市市財政状況の公表に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市財政状況の公表に関する条例（昭和39年条例第14号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（公表の方法）</p> <p>第4条 財政状況の公表は、<u>廿日市市広報への掲載又は廿日市市ホームページへの掲載により行う。</u></p> <p>2 <u>財政状況の写し</u>は、その<u>公表の日</u>から6月間、市長の指定した場所において、その閲覧を請求することができる。</p> <p>3 （略）</p>	<p>（公表の方法）</p> <p>第4条 財政状況の公表は、<u>廿日市市広報に</u>掲載してこれを_____行う。</p> <p>2 <u>前項の廿日市市広報</u>は、その<u>発行の日</u>から6月間、市長の指定した場所において、その閲覧を請求することができる。</p> <p>3 （略）</p>

議案第17号

廿日市市公共施設等整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市公共施設等整備基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和55年条例第36号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>(処分) 第4条 基金は、設置の目的に従い、予算の定めるところによりその全部又は一部を処分することができる。<u>ただし、学校施設の財産処分手続に伴い積み立てた基金については、学校施設整備に要する経費に充てる場合に限り処分することができる。</u></p>	<p>(処分) 第4条 基金は、設置の目的に従い、予算の定めるところによりその全部又は一部を処分することができる。 _____ _____ _____</p>

改正後	改正前
<p><u>廿日市市墓地等設置及び管理条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、廿日市市墓地及び納骨堂（以下「墓地等」という。）の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（設置及び名称）</p> <p>第2条 本市に<u>墓地等</u>を設置し、その名称及び位置は、別表第1のとおりとする。</p> <p>（使用の目的）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p><u>3 納骨堂は、焼骨の収蔵の用に供する目的以外に使用することはできない。</u></p> <p>（使用許可）</p> <p>第5条 墓所、樹木葬墓及び合葬墓並びに納骨堂（以下「墓所等」という。）を使用しようとする者は、市長の許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、使用許可に<u>墓地等</u>の管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>（使用期間）</p> <p>第6条 墓所等の使用許可の期間（以下「使用期間」という。）は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p><u>（4） 納骨堂 5年</u></p> <p>2 前項第2号及び第4号に掲げる施設については、あらかじめ市長の許可（以下「更新許可」という。）を受けて、使用期間を更新することができる。</p> <p><u>3 第1項第4号に掲げる施設に係る使用期間の更新は、使用期間を通算して20年を超えることができない。</u></p> <p>（使用許可を受けることができる者）</p> <p>第7条 墓所等の使用許可を受けることができる者は、使用許可の申請時にお</p>	<p><u>廿日市市墓地設置及び管理条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、廿日市市墓地_____の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（設置及び名称）</p> <p>第2条 本市に<u>墓地</u>を設置し、その名称及び位置は、別表第1のとおりとする。</p> <p>（使用の目的）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（使用許可）</p> <p>第5条 墓所、樹木葬墓及び合葬墓_____（以下「墓所等」という。）を使用しようとする者は、市長の許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、使用許可に<u>墓地</u>の管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>（使用期間）</p> <p>第6条 墓所等の使用許可の期間（以下「使用期間」という。）は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>（新設）</p> <p>2 前項第2号_____に掲げる施設については、あらかじめ市長の許可（以下「更新許可」という。）を受けて、使用期間を更新することができる。</p> <p>（新設）</p> <p>（使用許可を受けることができる者）</p> <p>第7条 墓所等の使用許可を受けることができる者は、使用許可の申請時にお</p>

改正後	改正前
<p>いて次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。</p> <p>(1) 本市に住所を有する者であること。ただし、死亡時に本市に住所を有した者の焼骨を埋蔵し、又は収蔵しようとする者は、この限りでない。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 墓所若しくは樹木葬墓又は納骨堂の使用許可を受ける場合において、生前申込みにより合葬墓の使用許可を受けていないこと。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、生前申込みにより合葬墓の使用許可を受けることができる者は、使用許可の申請時において次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 現に墓所若しくは樹木葬墓又は納骨堂を使用していないこと。</p> <p>3 (略)</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第9条 市長は、墓所等の使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用者に係る使用許可を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 墓所若しくは樹木葬墓又は納骨堂の使用者が死亡した日から2年を経過しても使用権の承継をする者がいないとき。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用地の変更)</p> <p>第10条 市の公共事業等のため又は墓地等の管理上必要と認めるときは、使用者に対して6月以前に予告し、使用地の全部又は一部について変更を命ずることができる。</p> <p>2 前項の変更を命じたときは、これに相当する他の墓所等(次項において「代替墓地等」という。)を代替として使用させることができる。</p> <p>3 前項の代替墓地等がないときであつても、当該使用地はこれを返還しなければならない。</p> <p>(住所又は氏名変更の届出)</p> <p>第13条 墓所、樹木葬墓若しくは合葬墓(生前申込みによる場合に限る。)又</p>	<p>いて次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。</p> <p>(1) 本市に住所を有する者であること。ただし、死亡時に本市に住所を有した者の焼骨を埋蔵_____しようとする者は、この限りでない。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 墓所又は樹木葬墓_____の使用許可を受ける場合において、生前申込みにより合葬墓の使用許可を受けていないこと。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、生前申込みにより合葬墓の使用許可を受けることができる者は、使用許可の申請時において次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 現に墓所又は樹木葬墓_____を使用していないこと。</p> <p>3 (略)</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第9条 市長は、墓所等の使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用者に係る使用許可を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 墓所又は樹木葬墓_____の使用者が死亡した日から2年を経過しても使用権の承継をする者がいないとき。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用地の変更)</p> <p>第10条 市の公共事業等のため又は墓地_の管理上必要と認めるときは、使用者に対して6月以前に予告し、使用地の全部又は一部について変更を命ずることができる。</p> <p>2 前項の変更を命じたときは、これに相当する他の墓所等(以下「代替墓地_____」という。)を代替として使用させることができる。</p> <p>3 前項の代替墓地_がないときであつても、当該使用地はこれを返還しなければならない。</p> <p>(住所又は氏名変更の届出)</p> <p>第13条 墓所、樹木葬墓又は合葬墓_____ (生前申込みによる場合に限る。) _</p>

改正後	改正前
<p>は納骨堂の使用者がその住所又は氏名を変更したときは、速やかに市長に届け出なければならない。</p>	<p>_____の使用者がその住所又は氏名を変更したときは、速やかに市長に届け出なければならない。</p>
<p>(使用権の承継)</p>	<p>(使用権の承継)</p>
<p>第15条 墓所及び樹木葬墓並びに納骨堂の使用権は、使用者が死亡した場合その他必要があると認められる場合は、当該使用者に代わつて祭祀を主宰する者が、市長の許可を得て承継することができる。</p>	<p>第15条 墓所及び樹木葬墓_____の使用権は、使用者が死亡した場合その他必要があると認められる場合は、当該使用者に代わつて祭祀を主宰する者が、市長の許可を得て承継することができる。</p>
<p>(使用料等の還付等)</p>	<p>(使用料等の還付等)</p>
<p>(使用料)</p>	<p>(使用料)</p>
<p>第16条 榎之窪墓地、金剛寺墓地、阿品墓地、峰高墓地、称言寺墓苑、霊峯墓苑、第二霊峯墓苑、第三霊峯墓苑、第三霊峯納骨堂、浄郷墓苑及び八坂墓苑の使用者は、別表第2に定める額の使用料を使用許可又は更新許可を受けた際に支払わなければならない。</p>	<p>第16条 榎之窪墓地、金剛寺墓地、阿品墓地、峰高墓地、称言寺墓苑、霊峯墓苑、第二霊峯墓苑、第三霊峯墓苑_____、浄郷墓苑及び八坂墓苑の使用者は、別表第2に定める額の使用料を使用許可又は更新許可を受けた際に支払わなければならない。</p>
<p>第19条 既納の使用料及び管理料（以下この条において「既納使用料等」という。）は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、既納使用料等の全部又は一部を還付することができる。</p>	<p>第19条 既納の使用料及び管理料（以下_____「既納使用料等」という。）は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、既納使用料等の全部又は一部を還付することができる。</p>
<p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p>
<p>(無縁墳墓等の改葬)</p>	<p>(無縁墳墓等の改葬)</p>
<p>第20条 市長は、第9条第1項第3号及び第4号の規定により墓所若しくは樹木葬墓若しくは納骨堂の使用許可を取り消したとき又は納骨堂の使用者が更新許可を受けず第12条の規定により当該納骨堂を返還したときは、墳墓に埋葬された死体若しくは埋蔵された焼骨又は納骨堂に収蔵された焼骨を一定の場所に改葬することができる。</p>	<p>第20条 市長は、第9条第1項第3号及び第4号の規定により墓所又は樹木葬墓_____の使用許可を取り消したとき_____は、墳墓に埋葬された死体又は埋蔵_____された焼骨_____を一定の場所に改葬することができる。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(補償及び補修)</p>	<p>(補償及び補修)</p>
<p>第21条 使用者が、その責めに帰する事由により墓地等の施設及び隣地に損害を与えた場合には、使用者はその負担により、補償又は補修をしなければならない。</p>	<p>第21条 使用者が、その責めに帰する事由により墓地_の施設及び隣地に損害を与えた場合には、使用者はその負担により、補償又は補修をしなければならない。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(指定管理者による管理)</p>	<p>(指定管理者による管理)</p>
<p>第22条 墓地等の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第</p>	<p>第22条 墓地_の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第</p>

改正後	改正前																
<p>3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。</p> <p>(指定管理者の指定)</p> <p>第24条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準によつて申請の内容を総合的に審査し、当該申請に係る<u>墓地等</u>の指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て当該指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1) 事業計画書の内容が、<u>墓地等</u>の使用上の平等な使用を確保できるものであること。</p> <p>(2) 事業計画書の内容が、<u>墓地等</u>の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>墓地等</u>の設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。</p> <p>(指定管理者が行う業務)</p>	<p>3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。</p> <p>(指定管理者の指定)</p> <p>第24条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準によつて申請の内容を総合的に審査し、当該申請に係る<u>墓地</u>の指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て当該指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1) 事業計画書の内容が、<u>墓地</u>の使用上の平等な使用を確保できるものであること。</p> <p>(2) 事業計画書の内容が、<u>墓地</u>の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>墓地</u>の設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。</p> <p>(指定管理者が行う業務)</p>																
<p>第25条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) <u>墓地等</u>の維持管理に関する業務</p> <p>(2) 樹木葬墓及び合葬墓への焼骨の<u>埋蔵、納骨堂への焼骨の収蔵等</u>に関する業務</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>墓地等</u>の運営に関して市長が必要と認める業務</p> <p>(業務報告の聴取等)</p>	<p>第25条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) <u>墓地</u>の維持管理に関する業務</p> <p>(2) 樹木葬墓及び合葬墓への焼骨の<u>埋蔵等</u>に関する業務</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>墓地</u>の運営に関して市長が必要と認める業務</p> <p>(業務報告の聴取等)</p>																
<p>第27条 市長は、<u>墓地等</u>の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、定期に又は臨時に、その管理の業務及び経理の状況に関する報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。</p>	<p>第27条 市長は、<u>墓地</u>の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、定期に又は臨時に、その管理の業務及び経理の状況に関する報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。</p>																
<p>別表第1 (第2条関係)</p>	<p>別表第1 (第2条関係)</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="129 1283 472 1318">名称</th> <th data-bbox="472 1283 1106 1318">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="129 1318 1106 1358">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="129 1358 472 1398">第三霊峯墓苑</td> <td data-bbox="472 1358 1106 1398">廿日市市宮内3995番地</td> </tr> <tr> <td data-bbox="129 1398 472 1436">第三霊峯納骨堂</td> <td data-bbox="472 1398 1106 1436">廿日市市宮内4003番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)		第三霊峯墓苑	廿日市市宮内3995番地	第三霊峯納骨堂	廿日市市宮内4003番地	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1133 1283 1476 1318">名称</th> <th data-bbox="1476 1283 2110 1318">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1133 1318 2110 1358">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 1358 1476 1398">第三霊峯墓苑</td> <td data-bbox="1476 1358 2110 1398">廿日市市宮内3995番地</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 1398 1476 1436">(新設)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)		第三霊峯墓苑	廿日市市宮内3995番地	(新設)	
名称	位置																
(略)																	
第三霊峯墓苑	廿日市市宮内3995番地																
第三霊峯納骨堂	廿日市市宮内4003番地																
名称	位置																
(略)																	
第三霊峯墓苑	廿日市市宮内3995番地																
(新設)																	

改正後			改正前		
浄郷墓苑	廿日市市大野1288番地12		浄郷墓苑	廿日市市大野1288番地12	
(略)			(略)		
別表第2 (第16条関係)			別表第2 (第16条関係)		
区分	単位	使用料	区分	単位	使用料
(略)			(略)		
納骨堂	1体につき	5年間	(新設)		10,000円

改正後	改正前
<p>（<u>個人番号カード等の利用に係る特例</u>）</p> <p>第17条 第15条の規定にかかわらず、登録者は、<u>_____</u>個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、<u>自己に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）</u>第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。）が記録されているものに限る。次条において同じ。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいい、自己に係る移動端末設備用利用者証明用電子証明書（公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。）が記録された電磁的記録媒体が組み込まれているものに限る。次条において同じ。）を利用して、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、利用者が必要な操作を行うことにより印鑑登録証明書を発行する機能を有するものをいう。次項において同じ。）を介して印鑑登録証明書の交付を市長に申請することができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>（印鑑登録証明書の交付申請の不受理）</p> <p>第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、印鑑登録証明書の交付の申請を受理しないものとする。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 前条の場合において、<u>個人番号カードの記録又は移動端末設備に組み込まれた電磁的記録媒体の記録の識別が困難であるとき。</u></p> <p>（3）～（5） （略）</p>	<p>（<u>個人番号カード</u>の利用に係る特例）</p> <p>第17条 第15条の規定にかかわらず、登録者は、<u>自らの</u>個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、<u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）</u> <u>_____</u>第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書 <u>_____</u>が記録されているものに限る。次条において同じ。） <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u>を利用して、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、利用者が必要な操作を行うことにより印鑑登録証明書を発行する機能を有するものをいう。次項において同じ。）を介して印鑑登録証明書の交付を市長に申請することができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>（印鑑登録証明書の交付申請の不受理）</p> <p>第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、印鑑登録証明書の交付の申請を受理しないものとする。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 前条の場合において、<u>個人番号カードのカード記録事項が滅失し</u> <u>_____</u>識別が困難であるとき。</p> <p>（3）～（5） （略）</p>

議案第20号

廿日市市国民健康保険条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市国民健康保険条例（昭和35年条例第17号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>48万8,000円</u>を支給する。ただし、市長が必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに1万2,000円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万8,000円</u>を支給する。ただし、市長が必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに1万2,000円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>

改正後	改正前
<p><u>（安全計画の策定等）</u></p> <p><u>第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p><u>4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p> <p><u>（自動車を運行する場合の所在の確認）</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>（業務継続計画の策定等）</u></p> <p><u>第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>3 <u>放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</u> (衛生管理等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的</u>に実施するよう努めなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(衛生管理等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、<u>必要な措置を講ずる</u> _____ _____よう努めなければならない。</p> <p>3 (略)</p>

改正後	改正前
<p><u>（安全計画の策定等）</u> 第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的 to 実施しなければならない。</p> <p>3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</p> <p>4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</p> <p><u>（自動車を運行する場合の所在の確認）</u></p>	<p>（新設）</p>
<p>第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業所を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。</p> <p>（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準） 第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するとき</p>	<p>（新設）</p> <p>（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準） 第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するとき</p>

○廿日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第24号）【第3条関係】（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第26条 削除</p>	<p><u>（懲戒に係る権限の濫用禁止）</u> <u>第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p>

改正後	改正前
<p>(入園資格)</p> <p>第4条 保育園に入園することができる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。） 第19条第2号 <u> </u>に規定する小学校就学前子ども</p> <p>(2) 支援法第19条第3号 <u> </u>に規定する小学校就学前子ども</p> <p>(3) 支援法第19条第1号 <u> </u>に規定する小学校就学前子どもであって、市長が地域における教育（支援法第7条第2項に規定する教育をいう。）の体制の整備の状況その他の事情を勘案して保育園において保育する必要があると認めるもの</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(入園資格)</p> <p>第4条 保育園に入園することができる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。） 第19条第1項第2号 <u> </u>に規定する小学校就学前子ども</p> <p>(2) 支援法第19条第1項第3号に規定する小学校就学前子ども</p> <p>(3) 支援法第19条第1項第1号に規定する小学校就学前子どもであって、市長が地域における教育（支援法第7条第2項に規定する教育をいう。）の体制の整備の状況その他の事情を勘案して保育園において保育する必要があると認めるもの</p> <p>(4) (略)</p>

改正後	改正前
<p>第4条（略）</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <u>法第19条各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 <u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 <u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>（正当な理由のない提供拒否の禁止等）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第2号又は第3号</u>に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第2号又は第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の<u>同条第2号又は第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p>	<p>第4条（略）</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <u>法第19条第1項各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 <u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 <u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>（正当な理由のない提供拒否の禁止等）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第2号又は第3号</u>に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同項第2号又は第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の<u>同項第2号又は第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p>

改正後	改正前
<p>4・5 (略)</p> <p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、<u>法第19条第2号又は第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(受給資格等の確認)</p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する<u>法第19条各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。)等を確認するものとする。</p> <p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>(ア) <u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 7万7,101円</p> <p>(イ) <u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。</p>	<p>4・5 (略)</p> <p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、<u>法第19条第1項第2号又は第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(受給資格等の確認)</p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する<u>法第19条第1項各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。)等を確認するものとする。</p> <p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>(ア) <u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 7万7,101円</p> <p>(イ) <u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。</p>

改正後	改正前
<p>イ（イ）において同じ。） 5万7,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7万7,101円）</p> <p>イ（略）</p> <p>（ア） <u>法第19条第1号</u> に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</p> <p>（イ） <u>法第19条第2号</u> に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</p> <p>ウ（略）</p> <p>（4）・（5）（略）</p> <p>5・6（略）</p> <p>（特定教育・保育の取扱方針）</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3） 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第25条第1項</u>の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）</p> <p>（4）（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（運営規程）</p> <p>第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（4） 特定教育・保育の提供を行う日（<u>法第19条第1号</u> に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあつては、学</p>	<p>イ（イ）において同じ。） 5万7,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7万7,101円）</p> <p>イ（略）</p> <p>（ア） <u>法第19条第1項第1号</u> に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</p> <p>（イ） <u>法第19条第1項第2号</u> に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</p> <p>ウ（略）</p> <p>（4）・（5）（略）</p> <p>5・6（略）</p> <p>（特定教育・保育の取扱方針）</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3） 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第25条</u>の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）</p> <p>（4）（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（運営規程）</p> <p>第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（4） 特定教育・保育の提供を行う日（<u>法第19条第1項第1号</u> に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあつては、学</p>

改正後	改正前
<p>期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日</p> <p>(5)～(11) (略)</p> <p>第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1号_____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号_____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号_____に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第2号_____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号_____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号_____に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号_____に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは</p>	<p>期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日</p> <p>(5)～(11) (略)</p> <p>第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは</p>

改正後	改正前
<p>「利用の申込みに係る法第19条第2号 _____ に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。</p> <p>第37条 （略）</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第3号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>（正当な理由のない提供拒否の禁止等）</p> <p>第39条 （略）</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号 _____ に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満</p>	<p>「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。</p> <p>第37条 （略）</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>（正当な理由のない提供拒否の禁止等）</p> <p>第39条 （略）</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満</p>

改正後	改正前
<p>3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>3・4（略） （特別利用地域型保育の基準）</p> <p>第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号_____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号_____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号_____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号_____に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に_____掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第19条第1号又は第3号_____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・</p>	<p>3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>3・4（略） （特別利用地域型保育の基準）</p> <p>第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号_____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号_____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号_____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号_____に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に_____掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号_____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・</p>

改正後	改正前
<p>保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号_____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に_____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)」に要する費用」と、同条第5項中「前各号」とあるのは「前3項」とする。</p> <p>(特定利用地域型保育の基準)</p> <p>第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第2号_____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号_____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号_____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供</p>	<p>保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)」に要する費用」と、同条第5項中「前各号」とあるのは「前3項」とする。</p> <p>(特定利用地域型保育の基準)</p> <p>第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供</p>

改正後	改正前
<p> する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号_____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。 </p>	<p> する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。 </p>

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第82条</u>の規定に基づく過料について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第87条</u>の規定に基づく過料について必要な事項を定めるものとする。</p>

議案第23号

廿日市市都市公園及び公園施設の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市都市公園及び公園施設の設置の基準に関する条例（平成24年条例第32号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（公園施設の建築面積の基準）</p> <p>第4条 公園施設の建築面積について法第4条第1項本文の条例で定める割合は、<u>100分の5</u>とする。</p> <p>（公園施設の建築面積の基準の特例）</p> <p>第5条（略）</p> <p><u>2 公園施設の建築面積の基準の特例について政令第6条第6項に掲げる場合に関する法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、政令第6条第6項に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができる。</u></p> <p><u>3 公園施設の建築面積の基準の特例について政令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の2を限度として前条又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができる。</u></p>	<p>（公園施設の建築面積の基準）</p> <p>第4条 公園施設の建築面積について法第4条第1項本文の条例で定める割合は、<u>100分の2</u>とする。</p> <p>（公園施設の建築面積の基準の特例）</p> <p>第5条（略）</p> <p>（新設）</p> <p><u>2 公園施設の建築面積の基準の特例について政令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の2を限度として前条又は前項の規定により認められる建築面積を超えることができる。</u></p>

議案第24号

廿日市市小規模下水道条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市小規模下水道条例（昭和52年条例第43号）

（下線の部分は改正部分）

改正後			改正前		
別表第1（第3条関係）			別表第1（第3条関係）		
名称	主たる処理施設の位置	処理区域	名称	主たる処理施設の位置	処理区域
(略)			(略)		
宮島口西団地下水道	廿日市市宮島口西二丁目10番8号	市長が告示する区域	(新設)		

改正後	改正前
<p>（開発行為の許可の対象として指定する区域）</p> <p>第2条 法第34条第11号の規定により条例で指定する土地の区域は、<u>次の各号のいずれにも該当する</u> 区域（政令第29条の9各号に掲げる区域（市長が別に定める区域を除く。以下同じ。）を除く。）とする。</p> <p><u>（1） 次のア及びイに掲げる用途の区分に応じた区域内の区域のうち、市長が指定する区域（規則で定める区域を除く。）</u></p> <p><u>ア 次条第1号から第4号までに規定する用途 次のいずれにも該当する区域</u></p> <p><u>（ア） 市街化区域との境界から1キロメートルまでの区域</u></p> <p><u>（イ） おおむね50以上の建築物（市街化区域内に存するものを含む。）が敷地相互間の距離でおおむね50メートル以内の間隔で連たんする区域（その区域内の建築物の敷地からの距離がおおむね50メートル以内に位置する土地を含む。）</u></p> <p><u>イ 次条第5号に規定する用途 ア（ア）及び（イ）のいずれにも該当し、かつ、次のいずれかに該当する区域</u></p> <p><u>（ア） 法第9条第3項から第7項まで及び第9項から第11項までに規定する用途地域の境界から100メートルまでの区域</u></p> <p><u>（イ） 幅員12メートル以上の道路（建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項に規定する道路をいう。以下同じ。）又は農道等（建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の3第4項第2号に規定する農道その他これに類する公共の用に供する道をいう。以下同じ。）の境界から50メートルまでの区域</u></p> <p><u>（2） 道路又は農道等に接する区域（開発行為をしようとする者が既存の道路又は農道等に接続する新たな道路を設置する場合における当該新たな道路に接する区域を含む。）</u></p> <p>2 市長は、前項第1号に規定する区域を指定したときは、規則で定めるとこ</p>	<p>（開発行為の許可の対象として指定する区域）</p> <p>第2条 法第34条第11号の規定により条例で指定する土地の区域は、<u>次の各号に掲げる用途の区分に応じ、当該各号に定める区域（政令第29条の9各号に掲げる区域（市長が別に定める区域を除く。以下同じ。）を除く。）</u>とする。</p> <p><u>（1） 次条第1号から第4号までに規定する用途 次のいずれにも該当する区域</u></p> <p><u>ア 市街化区域との境界から1キロメートルまでの区域内であって、規則で定める区域</u></p> <p><u>イ 7ヘクタールの範囲内において敷地相互間の隣接間隔が50メートル以内に位置する建築物が50以上連たんする区域</u></p> <p><u>ウ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項に規定する道路（以下「道路」という。）又は建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の3第4項第2号に規定する農道その他これに類する公共の用に供する道（以下「農道等」という。）に接する区域（開発行為をしようとする者が既存の道路又は農道等に接続する新たな道路を設置する場合における当該新たな道路に接する区域を含む。）</u></p> <p><u>（2） 次条第5号に規定する用途 前号アからウまでのいずれにも該当し、かつ、次のいずれかに該当する区域</u></p> <p><u>ア 法第9条第3項から第7項まで及び第9項から第11項までに規定する用途地域の境界から100メートルまでの区域</u></p> <p><u>イ 幅員12メートル以上の道路又は農道等の境界から50メートルまでの区域</u></p> <p>（新設）</p>

改正後	改正前
<u>るにより、その旨及びその区域を告示するものとする。</u> <u>3 前項の規定は、指定した区域の変更又は廃止について準用する。</u>	(新設)

廿日市市地区計画区域内建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市地区計画区域内建築物等の制限に関する条例（昭和63年条例第23号）

（下線の部分は改正部分）

改正後							改正前																																																																										
<p>（<u>建蔽率</u>）</p> <p>第6条の3 建築物の建築面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その建築面積の合計。以下同じ。）の敷地面積に対する割合（以下「<u>建蔽率</u>」という。）は、別表第2の計画地区に応じ、それぞれ同表カ欄に掲げる数値以下でなければならない。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>区域</th> </tr> <tr> <td colspan="2">（略）</td> </tr> <tr> <td>平良丘陵地区地区整備計画区域</td> <td>都市計画法第20条第1項の規定により、告示された平良丘陵地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域</td> </tr> </table> <p>別表第2（第3条、第4条、第5条、第6条、第6条の2、第6条の3関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区計画</th> <th>ア</th> <th>イ</th> <th>ウ</th> <th>エ</th> <th>オ</th> <th>カ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>整備地区計画区域の名称</td> <td>建築してはならない建築物</td> <td>建築物の敷地面積の最低限度</td> <td>建築物の外壁等の面の位置の制限</td> <td>建築物及び建築物の各部分の高さの最高限度</td> <td>容積率の最高限度</td> <td><u>建蔽率</u>の最高限度</td> </tr> <tr> <td colspan="7">（略）</td> </tr> <tr> <td>第一種低層住居専用地区地区整備計画区</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1 容積率の最高限度は、次に掲げる要件を全て満たす建築</td> <td>1 <u>建蔽率</u>の最高限度は、次に掲げる要件を全て満たす建築</td> </tr> </tbody> </table>							名称	区域	（略）		平良丘陵地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により、告示された平良丘陵地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域	地区計画	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	整備地区計画区域の名称	建築してはならない建築物	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面の位置の制限	建築物及び建築物の各部分の高さの最高限度	容積率の最高限度	<u>建蔽率</u> の最高限度	（略）							第一種低層住居専用地区地区整備計画区					1 容積率の最高限度は、次に掲げる要件を全て満たす建築	1 <u>建蔽率</u> の最高限度は、次に掲げる要件を全て満たす建築	<p>（<u>建ぺい率</u>）</p> <p>第6条の3 建築物の建築面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その建築面積の合計。以下同じ。）の敷地面積に対する割合（以下「<u>建ぺい率</u>」という。）は、別表第2の計画地区に応じ、それぞれ同表カ欄に掲げる数値以下でなければならない。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>区域</th> </tr> <tr> <td colspan="2">（略）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">（新設）</td> </tr> </table> <p>別表第2（第3条、第4条、第5条、第6条、第6条の2、第6条の3関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区計画</th> <th>ア</th> <th>イ</th> <th>ウ</th> <th>エ</th> <th>オ</th> <th>カ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>整備地区計画区域の名称</td> <td>建築してはならない建築物</td> <td>建築物の敷地面積の最低限度</td> <td>建築物の外壁等の面の位置の制限</td> <td>建築物及び建築物の各部分の高さの最高限度</td> <td>容積率の最高限度</td> <td><u>建ぺい率</u>の最高限度</td> </tr> <tr> <td colspan="7">（略）</td> </tr> <tr> <td>第一種低層住居専用地区地区整備計画区</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1 容積率の最高限度は、次に掲げる要件をすべて満たす建築</td> <td>1 <u>建ぺい率</u>の最高限度は、次に掲げる要件をすべて満たす建築</td> </tr> </tbody> </table>							名称	区域	（略）		（新設）		地区計画	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	整備地区計画区域の名称	建築してはならない建築物	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面の位置の制限	建築物及び建築物の各部分の高さの最高限度	容積率の最高限度	<u>建ぺい率</u> の最高限度	（略）							第一種低層住居専用地区地区整備計画区					1 容積率の最高限度は、次に掲げる要件をすべて満たす建築	1 <u>建ぺい率</u> の最高限度は、次に掲げる要件をすべて満たす建築
名称	区域																																																																																
（略）																																																																																	
平良丘陵地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により、告示された平良丘陵地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域																																																																																
地区計画	ア	イ	ウ	エ	オ	カ																																																																											
整備地区計画区域の名称	建築してはならない建築物	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面の位置の制限	建築物及び建築物の各部分の高さの最高限度	容積率の最高限度	<u>建蔽率</u> の最高限度																																																																											
（略）																																																																																	
第一種低層住居専用地区地区整備計画区					1 容積率の最高限度は、次に掲げる要件を全て満たす建築	1 <u>建蔽率</u> の最高限度は、次に掲げる要件を全て満たす建築																																																																											
名称	区域																																																																																
（略）																																																																																	
（新設）																																																																																	
地区計画	ア	イ	ウ	エ	オ	カ																																																																											
整備地区計画区域の名称	建築してはならない建築物	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面の位置の制限	建築物及び建築物の各部分の高さの最高限度	容積率の最高限度	<u>建ぺい率</u> の最高限度																																																																											
（略）																																																																																	
第一種低層住居専用地区地区整備計画区					1 容積率の最高限度は、次に掲げる要件をすべて満たす建築	1 <u>建ぺい率</u> の最高限度は、次に掲げる要件をすべて満たす建築																																																																											

改正後							改正前								
域						物以外 のもの にあつ ては10 分の8 とす る。 (1)~ (2) (略) 2 (略)	(1)~(2) (略) (略)	域						物以外 のもの にあつ ては10 分の8 とす る。 (1)~ (2) (略) 2 (略)	(1)~(2) (略) (略)
(略)							(略)								
下平 良二 丁目 地区 地区 整備 計画 区域	準工 業地 区 商業 地区 地区 A 商業 地区 B	(略)	(略)	(略)	—	—	—	下平 良二 丁目 地区 地区 整備 計画 区域	準工 業地 区 商業 地区 地区 A 商業 地区 B	(略)	(略)	(略)	—	—	—
		(1)~ (6) (略) (7) 法 別表 第2 (と) 項第 2号 から 第4 号	(略)							(1)~ (6) (略) (7) 法 別表 第2 (と) 項第 2号 から 第4 号	(略)				

改正後						改正前					
		で規定する建築物(店舗付)に帯するものを除く。 (8)～ (11) (略)						で規定する建築物(店舗付)に帯するものを除く。 (8)～ (11) (略)			
(略)						(略)					
廿日市北地区整備計画区域	近隣商業地区 寺前地区 幹線沿道地区 住宅地区	(略) (略) (略) (略)	130平方メートル。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1)～((略)	—			廿日市北地区整備計画区域	近隣商業地区 寺前地区 幹線沿道地区 住宅地区	(略) (略) (略) (略)	130平方メートル。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1)～(

改正後							改正前							
			2) (略							2) (略				
(略)							(略)							
エコ ライ フス テー ジ桜 尾地 区地 区整 備計 画区 域	(略)	130 平 方メ ートル。 た だ し、巡 査派出 所、公 衆電話 所その 他これ らに類 する令 130 条 の4に 規定す る公益 上必要 な建築 物につ いて は、こ の限り でない 。	(略)	(略)			エコ ライ フス テー ジ桜 尾地 区地 区整 備計 画区 域	(略)	130 平 方メ ートル。 た だ し、巡 査派出 所、公 衆電話 所その 他これ らに類 する令 130 条 の4に 規定す る公益 上必要 な建築 物につ いて は、こ の限り ではな い。	(略)	(略)			
(略)							(略)							
平良商業 丘陵地区	(1) 法 別表	1,000 平方メ	建築物 の外壁又		10分の30		(新設)							

改正後			改正前		
地区	第 2	トはこれに			
地区	(り)ル。た	代わる柱			
整備	項 にだし、	の面から			
計画	掲 げ 令 第	敷地境界			
区域	る 建 130 条	線までの			
	築 物 の 4 各	距離の最			
	(2) 法号に掲	低限度は、			
	別 表 げ る 建	道路境界			
	第 2 築 物 に	あつて			
	(い) (同条	は 2 メー			
	項 第 2 号	トルとし、			
	1 号 に 掲 げ	隣地境界			
	に 規 る 建 築	にあつて			
	定 す 物 を 除	は 1 メー			
	る 住 く。) の	トルとす			
	宅 敷 地 と	る。ただ			
	(3) 土 して 使	し、バス、			
	砂 災 用 す る	タクシー			
	害 警 場 合 に	等 の 交 通			
	戒 区 つ い て	機 関 の 乗			
	域 等 は、こ	降 場 の 上			
	に お の 限 り	家 若 し く			
	け る で な	は あ ず ま			
	土 砂 い。	や 又 は 立			
	災 害	体 横 断 施			
	防 止	設 そ の 他			
	対 策	こ れ に 類			
	の 推	す る 施 設			
	進 に	に つ い て			
	関 す	は、こ の 限			
	る 法	り で な い。			
	律 (平				

改正後					改正前				
		成 12 年 法 律 第 57号。 以 下 「 土 砂 災 害 防 止 法」 と い う。) 第 7 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 指 定 さ れ た 土 砂 災 害 警 戒 区 域 内 の 建 築 物 で あ っ て、 土 砂 災 害 警 戒 区 域							

改正後					改正前				
		等に おけ る土 砂災 害防 止対 策の 推進 に關 する 法律 施行 令(平 成13 年政 令第 84号。 以下 「土 砂災 害防 止法 施行 令」と い う。)							
		第6 条に 規定 する 社会 福祉							

改正後					改正前				
		施設、 学校 若し くは 医療 施設 又は 居住 の用 に供 する もの							
		(4) 法 別表 第2 項 (い) 第3号 に規 定す る共 同住 宅又 は下 宿							
		(5) 法 別表 第2 項 (い) 第4号 に規							

改正後						改正前					
		定する学校(大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。)									
		(6) 法別表第2項第2号に規定するマージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券									

改正後							改正前	
		発 売 所、場 外 車 券 売 場 そ の 他 こ れ ら に 類 す る も の						
準工	(1) 法	1, 000	建 築 物	—	10分の20	10分の6		
業・ 複合 用途 地区 (A 地 区)	別 表 第 2 (る) 項 に 掲 げ る 建 築 物	平方メ ー ト ル。た だし、 令 第 130 条 の 4 各	の 外 壁 又 はこれに 代わる柱 の 面 から 敷 地 境 界 線 まで の 各 距 離 の 最 低 限 度 は、 建 道 路 境 界 に あ つ て は 2 メ ー ト ル と し、 隣 地 境 界 に あ つ て は 1 メ ー ト ル と す る。た だ し、バ ス、 タ ク シ ー の 交 通					
	(2) 法	号に掲	低限度は、					
	別 表	げる建	道路境界					
	第 2	築 物	にあつて					
	(い)	(同条	は 2 メ ー					
	項 第	2 号	ト ル と し、					
	1 号	に 掲 げ	隣 地 境 界					
	に 規	る 建 築	に あ つ て					
	定 す	物 を 除	は 1 メ ー					
	る 住	く。) の	ト ル と す					
	宅	敷 地 と	る。た だ					
	(3) 土	して使	し、バ ス、					
	砂 災	用 する	タ ク シ ー					
	害 防	場 合 に	等 の 交 通					

改正後				改正前			
	止法	について	機関の乗				
	第7条	は、この	降場の上				
	第1項	の限り	家若しく				
	の規	でな	はずま				
	定に	い。	や又は立				
	より		体横断施				
	指定		設その他				
	され		これに類				
	た土		する施設				
	砂災		について				
	害警		は、この限				
	戒区		りでない。				
	域内						
	の建						
	築物						
	であ						
	つて、						
	土砂						
	災害						
	防止						
	法施						
	行令						
	第6						
	条に						
	規定						
	する						
	社会						
	福祉						
	施設、						
	学校						
	若し						

改正後						改正前					
		くは									
		医療									
		施設									
		又は									
		居住									
		の用									
		に供									
		する									
		もの									
		(4) 法									
		別表									
		第2									
		(い)									
		項第									
		3号									
		に規									
		定す									
		る共									
		同住									
		宅又									
		は下									
		宿									
		(5) 法									
		別表									
		第2									
		(い)									
		項第									
		4号									
		に規									
		定す									
		る学									
		校(大									

改正後					改正前				
		学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。)							
		(6) 別表第2項第2号に規定するマージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車							

改正後						改正前	
	券売場その他これらに類するもの						
準工業地区	(1) 法別表第2項第1号に規定する住宅事務所、事業所、工場、	1,000平方メートル。	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離の最低限度は、当該場路境界にあつては2メートルとし、隣地境界にあつては1メートルとする。ただし、バス、タクシー等の交通機関の乗降場の上又はあ	10分の20	10分の6		

改正後				改正前			
	店舗	ト	ずまやに				
	その	ル	については、				
	他こ	未	この限り				
	れら	満	でない。				
	に類	の					
	する	換					
	用途	地					
	を兼	(
	ねる	土					
	もの	地					
	(4) 土	区					
	砂災	画					
	害防	整					
	止法	理					
	第7	法					
	条第	第					
	1項	89					
	の規	条					
	定に	第					
	より	1					
	指定	項					
	され	の					
	た土	換					
	砂災	地					
	害警	を					
	戒区	い					
	域内	い					
	の建	、					
	築物	同					
	であ	法					
	つて、	第					
	土砂	98					

改正後					改正前				
		災 害 防 止 法 施 行 令 第 6 条 に 規 定 す る 社 会 福 祉 施 設、 学 校 若 し く は 医 療 施 設 又 は 居 住 の 用 に 供 す る も の (5) 法 別 表 第 2 (い) 項 第 3 号 に 規 定 す る 共 同 住	条 第 1 項 の 仮 換 地 を 含 む。 以 下 同 じ を 建 築 物 の 敷 地 と し て 使 用 す る 場						

改正後					改正前				
		宅、寄 宿舎 又は 下宿 (6) 学 校教 育法 (昭 和22 年法 律第 26号) 第1 条に 規定 する 学校 (7) 法 別表 第2 (い) 項第 4号 に規 定す る図 書館 その 他こ れに 類す るも	合 で あ つ て 、 そ の 建 築 物 の 敷 地 面 積 が 当 該 換 地 面 積 以 上 で あ り 、 か つ						

改正後					改正前				
	の	16							
	(8) 法	5							
	別表	平方							
	第2	メ							
	(い)	二							
	項第	ト							
	5号	ル							
	に規	以							
	定す	上							
	る神	で							
	社、寺	あ							
	院、教	る							
	会そ	と							
	の他	き							
	これ	。							
	らに	(2)							
	類す	16							
	るも	5							
	の	平							
	(9) 法	方							
	別表	メ							
	第2	二							
	(い)	ト							
	項第	ル							
	6号	未							
	に規	満							
	定す	の							
	る老	換							
	人ホ	地							
	ーム、	を							
	福祉	建							
	ホー								

改正後					改正前				
		ムその他 のこれら に類する もの (10) 法 別表第2 項第6号 に規定す る保育所 (工場又 は事業所 に併設す るものを 除く。) (11) 法 別表第2 項第	建築物の 敷地とし て使用する 場合であつ て、その建 築物の敷地 面積が当該						

改正後					改正前				
		<p>7号に規定する公衆浴場</p> <p>(12) 法別表第2項第8号に規定する診療所(工場又は事業所に併設するものを除く。)</p> <p>(13) 法別表第2項第9号</p>	<p>換地面積以上でありかつ、保留地(土地区画整理法第96条第1項の保</p>						

改正後					改正前				
		に規定する 調査派出所、 公衆電話所 その他これら に類する令 第130条の4 各号に掲げる 建築物（同 条第4号及び 第5号に掲 げる建築物 を除く。） (14) 法	留地をいう 。）その他 新たに取得 する土地（ 以下「保留 地等」とい う。）を						

改正後					改正前				
		別表 第2 (は) 項第 3号 に規 定す る病 院 (15) 法 別表 第2 (は) 項第 4号 に規 定す る老 人福 祉セ ンタ 一、児 童厚 生施 設そ 他の これ らに 類す るも の (16) 法	合 わ せ て 16 5 平 方 メ ー ト ル 以 上 で あ る と き 。 (3) 令 第 13 0 条 の 4 各 号 に 掲						

改正後					改正前				
		別表 第2 (に) 項第 3号 に規 定す るポ ーリ ング 場、ス ケー ト場、 水泳 場そ の他 これ らに 類す る令 第130 条の 6の 2に 規定 する 運動 施設 (17) 法 別表 第2 (に)	げ る建 築物 の敷 地と して 使用 する とき 。						

改正後					改正前				
		項 第 4 号 に 規 定 す る ホ テ ル 又 は 旅 館 (18) 法 別 表 第 2 (に) 項 第 5 号 に 規 定 す る 自 動 車 教 習 所 (19) 畜 舎 (20) 法 別 表 第 2 (ほ) 項 第 2 号 に 規 定 す る マ ー ジ							

改正後					改正前				
		ヤン							
		屋、ば							
		ちん							
		こ屋、							
		射的							
		場、勝							
		馬投							
		票券							
		発売							
		所、場							
		外車							
		券売							
		場そ							
		の他							
		これ							
		らに							
		類す							
		るも							
		の							
		(21) 法							
		別表							
		第 2							
		(ほ)							
		項第							
		3号							
		に規							
		定す							
		るカ							
		ラオ							
		ケボ							
		ック							
		スそ							

改正後					改正前				
		の他 これ に類 する もの (22) 法 別表 第2 (へ) 項第 3号 に規 定す る劇 場、映 画館、 演芸 場若 しく は観 覧場 又は ナイ トク ラブ その 他こ れに 類す る令 第130 条の							

改正後					改正前				
		7 の 3 に 規 定 す る 建 築 物 (23) 法 別 表 第 2 (り) 項 第 2 号 に 規 定 す る キ ヤ バ レー、 料 理 店 そ の 他 こ れ ら に 類 す る も の (24) 店 舗、飲 食 店 等 の 用 途 に 供 す る							

改正後							改正前	
	もの (工 場又 は事 業所 に併 設す るも のを 除 く。)							
工業 地区	(1) 法別表第2項に掲げる建築物	1,000平方メートル	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から	10分の20	10分の6			
	(2) 法別表第2項第1号に規定する住宅	に該当する場合	低限度は、道路境界にあつては2メートルとし、隣地境界にあつては1メートルとする。					
	(3) 住宅事務	000	(1) 1,000平方メートル					

改正後			改正前		
所、事業所、工場、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	平等の交通方機関の乗メ降場の上				
(4) 土砂災害防止法第7条第1項の規定により指定された土砂災害警戒区域内の建築物	一家又はあトずまやにルについては、未この限り満でない。				
	の換地を建築物の敷地として使用する場合であつて、				

改正後					改正前				
		であ つて、 土砂 災害 防止 法施 行令 第6 条に 規定 する 社会 福祉 施設、 学校 若し くは 医療 施設 又は 居住 の用 に供 する もの (5) 法 別表 第2 (い) 項第 3号 に規	そ の 建 築 物 の 敷 地 面 積 が 当 該 換 地 面 積 以 上 で あ り 、 か つ 、 16 5 平 方 メ ー						

改正後					改正前				
	定す	ト							
	る共	ル							
	同住	以上							
	宅、寄	上							
	宿舎	であ							
	又は	ある							
	下宿	るとき							
	(6) 学	き							
	校教	。							
	育法	(2)							
	第1	16							
	条に	5							
	規定	平方							
	する	メ							
	学校	二							
	(7) 法	ト							
	別表	ル							
	第2	未							
	(い)	満							
	項第	の							
	4号	換							
	に規	地							
	定す	を							
	る図	建							
	書館	築							
	その	物							
	他に	の							
	これ	敷							
	に類	地							
	する	と							
	もの								
	(8) 法								

改正後					改正前				
		別表 第2 (い) 項第 5号 に規 定す る神 社、寺 院、教 会そ 他の これ らに 類す るも の (9) 法 別表 第2 (い) 項第 6号 に規 定す る老 人ホ ーム、 福祉 ホー ムそ 他の	し て使 用す る場 合で あつ て、 その 建築 物の 敷地 面積 が当 該換 地面 積以 上						

改正後					改正前					
		これらに類するもの	であり							
		の	かつ							
	(10)	法別表第2	、							
		(い)	保留地等							
		項第6号	を							
		に規定する	合わせて							
		保育所	（工場又は							
		業務所に併設するものを除く。）	16							
		(11)	5							
		法別表第2	平方メートル							
		(い)	以上							
		項第7号	であるとき							
		に規	。							

改正後					改正前						
		定する	(3)								
		る公衆浴場									
		(12) 法別表第2項第8号に規定する診療所（工場又は事業所に設置するものを除く。）									
		(13) 法別表第2項第9号に規定す									

改正後					改正前				
		<p>る 巡 査 派 出所、 公衆 電話 所そ の他 これ らに 類す る令 第130 条の 4各 号に 掲げ る建 築物 (同 条第 4号 及び 第5 号に 掲げ る建 築物 を除 く。)</p> <p>(14) 法 別表 第2</p>							

改正後					改正前				
		(は) 項 第 4 号 に 規 定 す る 老 人 福 祉 セ ン タ ー、 児 童 厚 生 施 設 そ の 他 これ ら に 類 す る も の (15) 法 別 表 第 2 (に) 項 第 3 号 に 規 定 す る ボ ー リ ン グ 場、 ス ケ ー							

改正後					改正前				
		ト場、							
		水泳							
		場そ							
		の他							
		これ							
		らに							
		類す							
		る令							
		第130							
		条の							
		6の							
		2に							
		規定							
		する							
		運動							
		施設							
		(16) 法							
		別表							
		第2							
		(に)							
		項第							
		5号							
		に規							
		定す							
		る自							
		動車							
		教習							
		所							
		(17) 畜							
		舎							
		(18) 法							
		別表							

改正後					改正前				
		第 2 (ほ) 項 第 2 号 に 規 定 す る マ ー ジ ヤ ン 屋、ば ち ん こ 屋、 射 的 場、勝 馬 投 票 券 発 売 所、場 外 車 券 売 場 そ の 他 こ れ ら に 類 す る も の (19) 法 別 表 第 2 (ほ) 項 第							

改正後						改正前					
		3号に規定するカラオケボックスその他のこれに類するもの									
		(20) 店舗、飲食店等の用途に供するもの（工場又は事業所に併設するものを除く。）									
多目	(1)	法165平	建築物一			10分の20	10分の6				

改正後				改正前			
的用途地区	別表第2項に掲げる建築物(2)土砂災害警戒区域内の建築物であつて、土砂災害防止法	方メートル。(ほ)ただし、次の各号のいずれかに該当する場合について、この限りでない。(1)乗降場の16あずまや平については、この限りでない。	の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離の最低限度は1メートルとする。ただし、バス、タクシー、一等の交通機関の乗降場の上家又はあずまや平については、この限りでない。				

改正後					改正前				
		行 令 第 6 条 に 規 定 す る 社 会 福 祉 施 設、 学 校 若 し く は 医 療 施 設 又 は 居 住 の 用 に 供 す る も の (3) 学 校 教 育 法 第 1 条 に 規 定 す る 学 校 (4) 届 出 住 宅 (住 宅 宿 泊 事	の 敷 地 と し て 使 用 す る 場 合 で あ つ て 、 そ の 建 築 物 の 敷 地 面 積 が 当 該 換 地						

改正後					改正前				
		業法 (平成29年法律第65号)第2条第5項の届出住宅をいう。以下同じ。)	面積以上でありかつ130平方メートル以上であるとき。						
		(5) 別表第2(イ)項第5項に規定する神社、寺院、会その他これらに類す	(2) 130平方						

改正後					改正前				
		るも の (6) 法 別表 第2 項第 7号 に規 定す る公 衆浴 場 (7) 法 別表 第2 項第 2号 に規 定す る工 場(令 第130 条の 6に 規定 する 工場 を除 く。) (8) 法	メ ー ト ル 未 満 の 換 地 を 建 築 物 の 敷 地 と し て 使 用 す る 場 合 で あ つ て そ の						

改正後					改正前				
		別表 第2 (に) 項第 3号 に規 定す るポ ーリ ング 場、ス ケー ト場、 水泳 場そ の他 これ らに 類す る令 第130 条の 6の 2に 規定 する 運動 施設 (9) 法 別表 第2 (に)	建 築物 の敷 地面 積が 当該 換地 面積 以上 であ り、 かつ 、保 留地 等を 合 わせ						

改正後					改正前				
		項 第	て						
		4 号	13						
		に 規	0						
		定 す	平						
		る ホ	方						
		テ ル	メ						
		又 は	ー						
		旅 館	ト						
	(10)	法	ル						
		別 表	以						
		第 2	上						
		(に)	で						
		項 第	あ						
		5 号	る						
		に 規	と						
		定 す	き						
		る 自	。						
		動 車	(3)						
		教 習	令						
		所	第						
	(11)	畜	13						
		舎	0						
	(12)	店	条						
		舗、事	の						
		務 所	4						
		等 の	各						
		用 途	号						
		に 供	に						
		す る	掲						
		建 築	げ						
		物 で、	る						
		そ の	建						

改正後					改正前				
		用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの	建築物の敷地として使用するとき						
(13)	危険物の規制に関する政令第3条第1号に規定する給油取扱所								
(14)	危険物								

改正後							改正前	
		の貯蔵又は処理に供する建築物（建築物に附属するものを除く。）						
準工業・複合用途地区（B地区）	(1) 法別表第2項に掲げる建築物	165平方メートル。ただし、次の掲げる建築物	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面からの敷地境界線までの距離の最	—	10分の20	10分の6		
	(2) 土砂災害防止法第7条第1項の規定に	該当する場合、ただし、この限りでない。	低限度は1メートルとする。ただし、バス、タクシーの乗降場の上家又は					

改正後				改正前			
	より 指 定 され た土 砂災 害警 戒区 域内 の建 築物 であ つて、 土砂 災害 防止 法施 行令 第6 条に 規定 する 社会 福祉 施設、 学校 若し くは 医療 施設 又は 居住 の用	5 平 方 メ ー ト ル 未 満 の 換 地 を 建 築 物 の 敷 地 と し て 使 用 す る 場 合 で あ つ て	あ ず ま や に つ い て は、 こ の 限 り で な い。				

改正後					改正前					
		に供 する もの	、 そ の							
		(3) 学 校教 育法 第1 条に 規定 する 学校	建 築物 の敷 地面 積が							
		(4) 法 別表 第2 (い) 項第 4号 に規 定す る図 書館 その 他に これ に類 する もの	当 該換 地面 積以 上で あり 、かつ							
		(5) 届 出住 宅	13 0平 方メ							
		(6) 法 別表								

改正後					改正前				
	第 2	二							
	(い)	ト							
	項 第	ル							
	5 号	以							
	に 規	上							
	定 す	で							
	る 神	あ							
	社、寺	る							
	院、教	と							
	会 そ	き							
	の 他	。							
	これ	(2)							
	らに	13							
	類す	0							
	るも	平							
	の	方							
(7)	法	メ							
	別 表	二							
	第 2	ト							
	(い)	ル							
	項 第	未							
	6 号	満							
	に 規	の							
	定 す	換							
	る 老	地							
	人 ホ	を							
	ーム、	建							
	福 祉	築							
	ホ ー	物							
	ム そ	の							
	の 他	敷							
	これ	地							

改正後					改正前					
		らに	と							
		類す	し							
		るも	て							
		の	使							
		(8) 法	用							
		別表	す							
		第2	る							
		(い)	場							
		項第	合							
		6号	で							
		に規	あ							
		定す	つ							
		る保	て							
		育所	、							
		(工	そ							
		場又	の							
		は事	建							
		業所	築							
		に併	物							
		設す	の							
		るも	敷							
		のを	地							
		除	面							
		く。)	積							
		(9) 法	が							
		別表	当							
		第2	該							
		(い)	換							
		項第	地							
		7号	面							
		に規	積							
		定す	以							

改正後					改正前				
		る 公 衆 浴 場	上 で あ り						
		(10) 法 別 表 第 2 項 第 8 号 に 規 定 す る 診 療 所 (工 場 又 は 事 業 所 に 併 設 す る も の を 除 く。)	、 か つ 、 保 留 地 等 を 合 わ せ て						
		(11) 法 別 表 第 2 項 第 9 号 に 規 定 す る 巡	13 0 平 方 メ ー ト ル 以 上 で あ る と き						

改正後					改正前					
		査 派 出所、 公 衆 電 話 所そ の他 これ らに 類す る令 第130 条の 4各 号に 掲げ る建 築物 (同 条第 4号 及び 第5 号に 掲げ る建 築物 を除 く。) (12) 法 別表 第2 (は)	(3)	換地 を地 区計 画の 区域 外の 土地 と合 わせ て建 築物 の敷 地と して 使用						

改正後					改正前				
		項 第 3 号 に 規 定 す る 病 院 (13) 法 別 表 第 2 (は) 項 第 4 号 に 規 定 す る 老 人 福 祉 セ ン タ ー、 児 童 厚 生 施 設 そ の 他 こ れ ら に 類 す る も の (14) 法 別 表 第 2 (に)	す る 場 合 で あ つ て 、 そ の 建 築 物 の 敷 地 面 積 が 16 5 平 方 メ ー ト ル 以 上 で あ						

改正後					改正前				
	項 第	る							
	3 号	と							
	に 規	き							
	定 す	。							
	る ポ	(4)							
	ー リ	令							
	ン グ	第							
	場、ス	13							
	ケ ー	0							
	ト 場、	条							
	水 泳	の							
	場 そ	4							
	の 他	各							
	これ	号							
	らに	に							
	類 す	掲							
	る 令	げ							
	第130	る							
	条 の	建							
	6 の	築							
	2 に	物							
	規 定	の							
	す る	敷							
	運 動	地							
	施 設	と							
(15)	法	し							
	別 表	て							
	第 2	使							
	(に)	用							
	項 第	す							
	4 号	る							
	に 規	と							

改正後					改正前					
		定するホテル又は旅館	き							
		(16) 法別表第2								
		(に)								
		項第5号								
		に規定する自動車教習所								
		(17) 畜舎								
		(18) 法別表第2								
		(ほ)								
		項第2号								
		に規定するマージャン屋、ばちん								

改正後					改正前				
		こ屋、 射的 場、勝 馬投 票券 発売 所、場 外車 券売 場そ の他 これ らに 類す るも の (19) 法 別表 第2 (ほ) 項第 3号 に規 定す るカ ラオ ケボ ック スそ の他 これ に類							

改正後					改正前				
する	もの	(20) 法							
別表		第2							
(へ)		項第							
3号		に規							
定す		る劇							
場、映		画館、							
演芸		場若							
しく		は観							
覧場		又は							
ナイ		トク							
ラブ		その							
他こ		れに							
類す		る令							
第130		条の							
7の		3に							
規定									

改正後							改正前	
		する 建築 物 (21) 法 別表 第2 (り) 項第 2号 に規 定す るキ ヤバ レー、 料理 店そ の他 これ らに 類す るも の						

過疎地域持続的発展計画の変更について 新旧対照表

○過疎地域持続的発展計画（令和3年9月）

（下線の部分は改正部分）

変更後					変更前																
3 産業の振興					3 産業の振興																
(3) 計画（令和3年度～令和7年度）					(3) 計画（令和3年度～令和7年度）																
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考												
2 産業 の振興	(1)基盤整備 農業	農道水路維持管理事業	廿日市市		2 産業 の振興	(1)基盤整備 農業	農道水路維持管理事業	廿日市市													
		農業振興事業 (中央水路の整備)	廿日市市				農業振興事業 (中央水路の整備)	廿日市市													
	林業	林道整備事業 大向長者原線 小川線 魚切線 頓原迫谷線 悪谷線 玖島川末線 太田川林業基幹線 <u>焼山3号線</u> <u>下山線</u>	廿日市市				林業	林道整備事業 大向長者原線 小川線 魚切線 頓原迫谷線 悪谷線 玖島川末線 太田川林業基幹線 (新設) (新設)	廿日市市												
												林道維持管理事業	廿日市市		林道維持管理事業	廿日市市					
												造林保育事業	廿日市市		造林保育事業	廿日市市					
												水産業	漁船巻揚施設維持管理事業	廿日市市			水産業	漁船巻揚施設維持管理事業	廿日市市		
												(5)企業誘致	中山間地域振興事業 (屋上防水改修ほか)	廿日市市			(5)企業誘致	中山間地域振興事業 (屋上防水改修ほか)	廿日市市		
	(9)観光又はレ クリエーショ ン	観光おもてなし向上事業 (観光サインの整備)	廿日市市				(9)観光又はレ クリエーショ ン	観光おもてなし向上事業 (観光サインの整備)	廿日市市												
												スパ羅漢管理事業 (屋上防水改修ほか)	廿日市市		スパ羅漢管理事業 (屋上防水改修ほか)	廿日市市					

変更後					変更前					
			岩倉ファームパーク管理事業	廿日市市				岩倉ファームパーク管理事業	廿日市市	
			公園維持管理事業 (宮島公衆トイレ改修)	廿日市市 (広島県)				公園維持管理事業 (宮島公衆トイレ改修)	廿日市市 (広島県)	
		(10) 過疎地域持 続的発展特別 事業 第1次産業	担い手経営基盤強化事業 担い手への研修や経営基盤強 化支援等を行い、担い手の育成を 図る。 また、産地や地域を担っていく 新規就農者を育成・確保する。	廿日市市				(10) 過疎地域持 続的発展特別 事業 第1次産業	担い手経営基盤強化事業 担い手への研修や経営基盤強 化支援等を行い、担い手の育成を 図る。 また、産地や地域を担っていく 新規就農者を育成・確保する。	廿日市市
			地産地消推進事業 農産物生産者と実需者をつな ぎ、地元農産物に新たな付加価値 を持たせ、地産地消を推進すると ともに、消費者に市産品をPR し、地産地消の機運を醸成する。 また、捕獲鳥獣の資源化を図る。	廿日市市				地産地消推進事業 農産物生産者と実需者をつな ぎ、地元農産物に新たな付加価値 を持たせ、地産地消を推進すると ともに、消費者に市産品をPR し、地産地消の機運を醸成する。 また、捕獲鳥獣の資源化を図る。	廿日市市	
			農地保全対策事業 ICTによる地域農業・農地保 全調査や、農地保全対策事業補助 金、農作業受託組織等体制整備支 援事業補助金を交付する。	廿日市市				農地保全対策事業 ICTによる地域農業・農地保 全調査や、農地保全対策事業補助 金、農作業受託組織等体制整備支 援事業補助金を交付する。	廿日市市	
			林業人材育成事業 森林の仕事ガイダンスへの出 展や林業従事者へのパンフレッ ト作成、林業関係機械購入への補 助を行う。	廿日市市				林業人材育成事業 森林の仕事ガイダンスへの出 展や林業従事者へのパンフレッ ト作成、林業関係機械購入への補 助を行う。	廿日市市	
			有害鳥獣被害対策事業 野生鳥獣による農作物や人身 等への被害の軽減を図る。	廿日市市				有害鳥獣被害対策事業 野生鳥獣による農作物や人身 等への被害の軽減を図る。	廿日市市	

変更後					変更前					
	商工業・6次産業化	観光	水産業振興事業 内水面漁業振興対策事業補助金、内水面遊漁対策事業補助金を交付する。	廿日市市		商工業・6次産業化	観光	水産業振興事業 内水面漁業振興対策事業補助金、内水面遊漁対策事業補助金を交付する。	廿日市市	
			伝統産業振興事業 後継者育成のための講座開催、伝統工芸品の普及や技術継承、販路開拓の支援などを行う。	廿日市市				伝統産業振興事業 後継者育成のための講座開催、伝統工芸品の普及や技術継承、販路開拓の支援などを行う。	廿日市市	
			観光おもてなし向上事業 宮島島内における観光客の受け入れ環境の充実を図る。	廿日市市				観光おもてなし向上事業 宮島島内における観光客の受け入れ環境の充実を図る。	廿日市市	
			観光誘客強化事業 関係団体と連携し、既存の観光資源のブラッシュアップを図るとともに、新たなコンテンツを掘り起こし、情報発信を行う。	廿日市市				観光誘客強化事業 関係団体と連携し、既存の観光資源のブラッシュアップを図るとともに、新たなコンテンツを掘り起こし、情報発信を行う。	廿日市市	
			観光資源ネットワーク化事業 交流促進のための受入れ環境の整備や観光資源のネットワーク化など、関係団体と連携し、合同PR等を行う。	廿日市市				観光資源ネットワーク化事業 交流促進のための受入れ環境の整備や観光資源のネットワーク化など、関係団体と連携し、合同PR等を行う。	廿日市市	
			受入環境整備対策事業 交通系キャッシュレス決済の導入等を支援する。	廿日市市				受入環境整備対策事業 交通系キャッシュレス決済の導入等を支援する。	廿日市市	
			企業誘致	中山間地域振興事業 サテライトオフィスの誘致等を行う。	廿日市市				企業誘致	中山間地域振興事業 サテライトオフィスの誘致等を行う。
	(11)その他	港湾施設整備負担金	廿日市市 (広島県)		(11)その他	港湾施設整備負担金	廿日市市 (広島県)			
		港湾施設維持管理事業	廿日市市			(新設)	(新設)			

変更後					変更前				
			宮島商工会館管理運営事業	廿日市市			(新設)	(新設)	
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 (2) その対策 ア 子育て支援 <input type="radio"/> (略) <input type="radio"/> (略) <input type="radio"/> (略) <input type="radio"/> (略) <input type="radio"/> (略) <input type="radio"/> 宮島地域の子育てニーズに対応するため、既存の市立幼稚園を改修し、認定こども園を整備します。 イ・ウ (略)					7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 (2) その対策 ア 子育て支援 <input type="radio"/> (略) <input type="radio"/> (略) <input type="radio"/> (略) <input type="radio"/> (略) <input type="radio"/> (略) <input type="radio"/> (略) (新設) イ・ウ (略)				
(3) 計画（令和3年度～令和7年度）					(3) 計画（令和3年度～令和7年度）				
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(2) 認定こども園	保育園整備事業	廿日市市		6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(新設)	(新設)	(新設)	
	(3) 高齢者福祉施設 その他	福祉センター管理運営事業	廿日市市			(3) 高齢者福祉施設 その他	福祉センター管理運営事業	廿日市市	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	吉和地域高齢者施設助成事業 ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の方が、地域で安心して暮らせる施設（泊まりのできる施設）の運営を助成する。	廿日市市			(8) 過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	吉和地域高齢者施設助成事業 ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の方が、地域で安心して暮らせる施設（泊まりのできる施設）の運営を助成する。	廿日市市	
		吉和地域高齢者福祉助成事業 住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために必要な介護サービスを実施する社会福祉法人等に対して補助金を交付する。	廿日市市			吉和地域高齢者福祉助成事業 住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために必要な介護サービスを実施する社会福祉法人等に対して補助金を交付する。	廿日市市		

変更後					変更前					
		健康づくり	<p>過疎地域等介護人材確保・定着支援事業</p> <p>介護サービス事業所等で、一定条件のもと勤務する介護職などに支援金や転居に必要な経費の一部を補助する。</p>	廿日市市				<p>過疎地域等介護人材確保・定着支援事業</p> <p>介護サービス事業所等で、一定条件のもと勤務する介護職などに支援金や転居に必要な経費の一部を補助する。</p>	廿日市市	
			<p>健康増進事業</p> <p>ライフステージに応じた各種健診の実施や地域ぐるみの健康活動の推進を図る。</p>	廿日市市				<p>健康増進事業</p> <p>ライフステージに応じた各種健診の実施や地域ぐるみの健康活動の推進を図る。</p>	廿日市市	

議案第40号

広島市と廿日市市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更に関する協議について案新旧対照表

○広島市と廿日市市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約（平成28年4月1日施行）

（下線の部分は改正部分）

改正後					改正前				
別表（第2条、第3条関係）					別表（第2条、第3条関係）				
区分	取組	内容	甲（連携中枢都市（広島市））の役割	乙（連携市町）の役割	区分	取組	内容	甲（連携中枢都市（広島市））の役割	乙（連携市町）の役割
(略)					(略)				
3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上					3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上				
(1) 生活機能の強化					(1) 生活機能の強化				
	地域医療提供体制の確保	圏域内住民が地域で安心して生活を営めるよう、圏域内における効果的・効率的な救急医療体制づくりなど、地域医療の充実・強化に取り組む。	効果的・効率的な救急医療体制づくりなどに主体的に取り組む。	効果的・効率的な救急医療体制づくりなどに甲と協力して取り組む。		地域医療提供体制の確保	圏域内住民が地域で安心して生活を営めるよう、圏域内における効果的・効率的な救急医療体制づくりなど、地域医療の充実・強化に取り組む。	効果的・効率的な救急医療体制づくりなどに主体的に取り組む。	効果的・効率的な救急医療体制づくりなどに甲と協力して取り組む。
	地域包括ケアの推進	圏域内の高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域で自立した日常生活を営めるよう、 <u>ケアマネジメントの質向上</u> など、 <u>地域包括ケアの推進</u> に取り組む。	<u>ケアマネジメントの質向上</u> などに主体的に取り組む。	<u>ケアマネジメントの質向上</u> などに甲と協力して取り組む。		(新設)			
(略)					(略)				